

答 申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

香川県知事（以下「実施機関」という。）が一部公開決定（以下「本件処分」という。）により非公開とした部分のうち、「土地に関する権利の取得状況のうち個人に係る同意の欄」については、公開すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の公開請求

異議申立人は、平成16年11月24日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書の公開請求を行った。

- (1) 甲法人から提出された「みどり豊かでうるおいある県土づくり条例」の規定に基づく土地開発行為に係る協議の申請書類及びその一切の添付書類
- (2) 甲法人に対する採石法に基づく採取計画の現に効力を有する認可に係る起案文書の全部
- (3) 甲法人に対する森林法に基づく現に効力を有する許可に係る起案文書の全部

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求のあった行政文書として次の行政文書を特定し、1～15の行政文書（以下「本件行政文書」という。）については別表の「公開しない部分」が「公開しない理由」に該当するとして本件処分を、16及び17の行政文書については公開決定を行い、平成16年12月21日付けで、異議申立人に通知した。

- 1 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から提出のあった土地開発協議書及び同添付書類
- 2 平成〇年〇月〇日付け及び平成〇年〇月〇日付けで甲法人から提出のあったみどりの条例の事前協議書に対する意見及び同添付書類
- 3 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から提出のあった土地開発行為着手届書
- 4 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から提出のあった土地開発行為変更届出書
- 5 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から提出のあった土地開発行為変更協議書及び同添付書類
- 6 平成〇年〇月〇日付起案した「林地開発許可変更申請に関する意見について」の起案文書及び同添付書類
- 7 平成〇年〇月〇日付けで、甲法人から提出のあった林地開発変更許可申請書及び同添付書類

- 8 平成〇年〇月〇日付け起案した「林地開発行為の許可について（変更）」の起案文書
 - 9 平成〇年〇月〇日付けで、甲法人から提出のあった「主要防災工事着手届」
 - 10 平成〇年〇月〇日付けで、甲法人から提出のあった「主要防災工事完了届」及び同添付書類
 - 11 平成〇年〇月〇日付け起案した「林地開発行為変更届の受理について」の起案文書及び同添付書類
 - 12 甲法人が平成〇年〇月〇日付けで申請した「採取計画変更認可申請書及び添付書類」
 - 13 平成〇年〇月〇日付け〇〇事務所長からの副申文書
 - 14 平成〇年〇月〇日付け起案した「採石法第 33 条の 6 の規定による意見聴取等について（変更認可）」の起案文書
 - 15 平成〇年〇月〇日付けで起案した「岩石採取計画の変更の認可について」の起案文書
 - 16 平成〇年〇月〇日付け起案した「林地開発変更許可申請に関する意見について」の起案文書
 - 17 平成〇年〇月〇日付け起案した「主要防災工事完了確認について」の起案文書及び添付書類
- 3 異議申立て
- 異議申立人は、本件処分を不服として、平成 16 年 12 月 28 日付けで、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

「本件処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、香川県の情報公開条例の解釈適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」は、香川県の情報公開条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、香川県行政手続条例第 8 条に違反し本件処分は無効である。

第 4 実施機関の説明の要旨

非公開理由等説明書による説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書の内容

土地開発事業者は、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」第 16 条の規定により、土地開発行為を行おうとするときは、あらかじめ実施機関に協議しなければならないとされており、さらに同条例第 18 条の規定により、同条例第 16 条の協議終了通知書の交付を受けた土地開発事業者は、開発計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ実施機関に協議しなければならないとされている。

本件行政文書のうち 1 から 5 は、これらの規定に基づき、甲法人から提出された協議書又は届出書及び意見書である。各文書の詳細については、次のとおりである。

1 は、同条例施行規則第 4 条の規定により、平成〇年〇月〇日付けで甲法人が提出した土地開発行為協議書及びその添付書類である。

2 は、1 及び 5 を受け付けた後、関係各課への意見照会により集約した意見を通知したことに対する甲法人からの結果報告書であり、関係各課からの留意事項に対する対応策をまとめた表が添付されている。

3 は、甲法人が同条例第 20 条の規定により提出した、1 に係る土地開発行為の着手届である。

4 は、甲法人が同条例第 18 条の 5 の規定により提出した、届出書であり、1 の内容の変更に係る書類が添付されている。

5 は、甲法人が同条例第 18 条の規定により提出した土地開発行為変更協議書及び同添付書類である。

また、森林法第 10 条の 2 の規定により、地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為をしようとする者は、森林法施行規則である定める手続きに従い、実施機関の許可を受けなければならないこととされているが、この森林法施行規則で定める手続きを具体化するものとして、本県においては、林地開発許可制度実施要領（以下「要領」という。）を定めている。

本件行政文書のうち 6 から 11 は、要領に基づき、甲法人から提出された申請書、届出書等及びそれに係る起案文書（7～11）並びに同法人から提出された行政指導に対する対応等に係る文書（6）である。各文書の詳細については下記のとおりである。

6 は、上記 7 に係る関係町長の意見を聴くための起案文書であり、開発行為の変更概要、案文、添付書類としての林地開発許可変更申請書の写し及び抜粋からなる。

7 は、要領第 8 条の規定に基づき、甲法人から提出された林地開発許可変更申請書であり、許可変更申請書及びその添付書類等からなる。

8 は、上記 7 の甲法人から提出された林地開発許可変更申請書を審査し、許可した起案文書等であり、受領書、許可変更起案文書、並びに〇〇長からの意見書からなる。

9 は、要領第 6 条の規定に基づき、甲法人から提出された主要防災工事の着手届及び写真からなる。

10 は、要領第 6 条の 2 の規定に基づき、甲法人から提出された上記 9 の工事の完了届を確認した起案文書であり、確認調書、完了届、写真、図面等からなる。

11 は、要領第9条の規定に基づき、甲法人が許可を受けていた内容に軽微な変更を生じる旨を届け出たものであり、変更届、変更に係る許可申請書の添付書類等からなる。

次に、採石法においては、採石業者は、採石法第33条の規定により、岩石の採取を行うおうとするときは、岩石採取場ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならないこと、さらに、採石法第33条の5の規定により、同法第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県実施機関の認可を受けなければならないとされている。

本件行政文書のうち12から15は、これらの規定に基づき、甲法人から提出された申請書又は届出書及びその認可又は通知等に係る起案文書である。各文書の詳細については、次のとおりである。

12 は、採石法第33条の5の規定により、平成〇年〇月〇日付けで甲法人が提出した採取計画認可申請書及びその添付書類である。

13 は、12を受け付けた〇〇事務所長から土木監理課長への副申文書である。

14 は、採石法第33条の6の規定により、12に係る関係町長の意見を聴取するとともに、関係法令上の支障の有無について関係課の意見を聴くための起案文書並びに関係町長及び関係課の意見書である。

15 は、12に係る認可をした起案文書である。

2 本件行政文書の非公開部分について

1のうち非公開とした部分は、次のとおりである。

- 1 法人の印影
- 2 土地開発行為協議書の中の資金計画の欄
- 3 土地開発行為協議書の中の施行者欄のうち連絡先氏名
- 4 土工量計算書の中の出来高量
- 5 法面積求積図、開発跡地緑化計画図
- 6 個人に係る林地開発許可施行同意書
- 7 納税証明書
- 8 添付図面のうち、現況平面図、利用計画図、計画縦断面図、計画横断面図、防災施設等計画図、緑化計画図、排水計画図、流域図

2のうち非公開とした部分は、次のとおりである。

- 1 法人の印影
- 2 (略)

(3)のうち非公開とした部分は、次のとおりである。

- 1 法人の印影

(4)のうち非公開とした部分は、次のとおりである。

- 1 法人の印影

(5)のうち非公開とした部分は、次のとおりである。

- 1 法人の印影
 - 2 土地開発行為変更協議書の中の資金計画の欄
 - 3 土地開発行為変更協議書の中の、施工者欄のうち連絡先氏名
 - 4 変更の理由及び内容のうち、土工量及び捨土量
 - 5 新旧対照図、土地計画利用図、防災施設等計画図、法面積求積図、開発跡地緑化計画図
 - 6 土工量計算書
 - 7 廃土石場外搬出計画書の中の、土量、処理量、捨土量
 - 8 火薬類譲受・消費許可証の写しのうち、許可を受けた者の職業及び年齢、火薬類取扱保安責任者の氏名及び保安手帳番号
 - 9 火薬類消費計画書の写し及び添付書類のうち、個人の氏名、印影、手帳番号
 - 10 火薬類消費計画書の添付書類のうち施行状況平面図
 - 11 個人に係る土地開発行為施行同意書
 - 12 誓約書、理由書、意見書
 - 13 納税証明書
 - 14 添付図面のうち、現況平面図、利用計画図、計画縦断面図、計画横断面図、防災施設等計画図、開発跡地緑化計画図、排水計画図、流域図
- 6のうち非公開とした部分は、次のとおりである。
- 1 法人の印影
 - 2 新旧対照図、採取計画平面図、土地利用計画図
 - 3 事業に要する経費及び資金の調達方法のうち、資金の調達方法の金額及び備考欄
- 7のうち非公開とした部分は、次のとおりである。
- 1 法人の印影
 - 2 新旧対照図、採取計画平面図、採掘断面図、法面積求積図、開発跡地緑化計画図
 - 3 事業に要する経費及び資金の調達方法のうち、資金の調達方法の金額及び備考欄
 - 4 土工量計算書のうち出来高量
 - 5 火薬類譲受・消費許可証の写しのうち、許可を受けた者の職業及び年齢、火薬類取扱保安責任者の氏名及び保安手帳番号
 - 6 火薬類消費計画書の写し及び添付書類のうち、個人の氏名、印影、手帳番号
 - 7 火薬類消費計画書の添付書類のうち施行状況平面図
 - 8 協定締結一覧表
 - 9 (略)
 - 10 残置森林等の管理に関する誓約書うち個人の住所、氏名及び印影
 - 11 土地に関する権利の取得状況のうち個人に係る同意の欄及び備考の欄
 - 12 個人に係る施行同意書
 - 13 林地開発行為施行能力に関する申告書のうち、主たる取引金融機関名
 - 14 林地開発行為施行能力に関する申告書のうち、主な役員及び技術者欄（取締役氏

名を除く。)

15 残高証明書

16 納税証明書

17 決算報告書

18 添付図面のうち現況平面図、利用計画図、計画縦断面図、計画横断面図、防災施設等計画図、残置森林・造成森林位置図、緑化計画図、区域図、切土・盛土区分図、配水計画図、流域図、新・旧対照図、採取計画平面図

8のうち非公開とした部分は、次のとおりである。

1 個人の印影

9のうち非公開とした部分は、次のとおりである。

1 法人の印影

10のうち非公開とした部分は、次のとおりである。

1 法人の印影

2 落石防護柵の工種変更についての説明の中の個人の氏名

11のうち非公開とした部分は、次のとおりである。

1 法人の印影

2 林地開発行為施行能力に関する申告書のうち、主たる取引金融機関名

3 林地開発行為施行能力に関する申告書のうち、主な役員及び技術者欄（取締役氏名を除く。）

12のうち非公開とした部分は、次のとおりである。

1 法人の印影

2 「岩石採取場の区域」中の「契約書又は同意書の別」欄のうち個人に係る部分

3 採取区域面積新旧対照図

4 個人に係る採石同意関係書類（添付書類を含む）

5 印鑑証明書

6 火薬類譲受・消費許可証のうち、許可を受けた者の職業及び年齢、火薬類取扱保安責任者の氏名及び保安手帳番号並びに火薬類の種類および数量、貯蔵又は保管場所（区分欄を除く）

7 火薬類消費計画書及び添付書類のうち、個人の氏名、印影、手帳番号及び交付機関名並びに消費の方法、火薬類取扱所の構造及び火工所の構造、

8 火薬類消費計画書の添付書類のうち平面図

9 跡地整備緑化計画書に記載された「自己資金」、「特定災害防止準備金」及び「預金残高証明」の金額

10 添付図面のうち現況平面図、周辺状況図、採取計画平面図、跡地復旧計画書（緑化計画）、計画縦断面図、計画横断面図、排水計画平面図、流域図、防災施設等計画図、全体計画平面図、年次別緑化計画平面図

15のうち非公開とした部分は、次のとおりである。

1 個人の印影

3 非公開事項の該当性について

(1) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号では、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報と定めている。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、非公開情報から除くこととしている。

1のうち、

1は、我が国における法人の印影に対する信用度や意思確認としての重要な機能等に照らせば、法人の印影は、事業活動等の営業上の秘密に関する情報に該当する。

2は、当該法人の金融資産の一部が記載されており、当該法人の財産状況等を推知することが可能な情報であって、企業上の秘密に属する性質を有する。

4は、当該法人の経営状況等を推知することが可能な情報であって、1の2と同様である。

5及び8は、等高線、切羽、道路、段・崖及び施設の配置状況等の当該岩石採取場を実際に測量した結果を記載した図面及び当該測量結果に基づいて将来の岩石採取計画を記載した図面であり、事業者が多額の費用をかけて作成したものである。

これらの図面からは、当該岩石採取場における詳細な採掘の現状及び予定、また、計画上の採掘手順、さらには、当該採取計画に止まらない当該岩石採取場全体の砕石用の原石の利用可能量や開発手順等が判読できる。したがって、これらは全体として当該法人の採石事業に関する詳細な情報であり、また、個別に見た場合では、生産技術上のノウハウに関する情報、事業用資産に関する情報等に該当する。

6は、開発区域内もしくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地、又は工作物の所有者、仮登記者、抵当権者その他、当該土地又は工作物の利用に関する権利を有する者の住所、氏名及び印鑑が押印されており、当該法人にとって、事業活動を行う上での重要な内部管理に属する情報である。

7は、〇〇事務所長作成によるものであり、当該法人の納税額が記載されている。納税額は、当該法人の財務状況に密接な関係を有する事項であり、経営状況を推知することが可能となる性質を有する情報とイイうる。したがって、公開された場合には、企業上の秘密を明らかにすることとなり、第三者によって恣意的な経営分析や偏った評価がなされ、事業活動が阻害されるおそれが生じる。

2のうち、

1は、1の1と同様である。

2 (略)

3の1及び4の1は、1の1と同様である。

5のうち、

1は、1の1と同様である。

2は、1の2と同様である。

4及び7は、1の4と同様である。

5は、1の5と同様である。

6、10及び14は、1の6と同様である。

11は、1の7と同様である。

12のうち、誓約書は、甲法人が実施機関に対して上申した事項を記載しているものであるが、特定の個人が識別されえる情報であり、事業活動を行ううえでの重要な内部管理に属する情報である。理由書及び意見書は、甲法人に対して特定の個人が相続登記に関して提出した文書であり、事業活動を行ううえでの重要な内部管理に属する情報である。

13は、1の8と同様である。

6のうち、

1は、1の1と同様である。

2は、1の6と同様である。

3は、1の2と同様である。

7のうち、

1は、1の1と同様である。

2、7及び16は、1の6と同様である。

3は、1の2と同様である。

4は、1の5と同様である。

8は、甲法人が締結した協定の状況を一覧表にしたもので、事業活動を行ううえでの重要な内部管理に属する情報である。

9は、2の2と同様である。

11は、開発行為をしようとする土地の同意の取得状況を記載しており、甲法人にとって、事業活動を行ううえで、重要な内部管理に属する情報である。

12は、1の7と同様である。

13の取引金融機関名は、具体的取引関係に属する情報として、営業秘密に属する性質を有する。

15は、金融機関が作成した甲法人名義の預金の残高証明であり、企業の秘密に属する性質を有する。

16は〇〇税務署、〇〇事務所長及び〇〇長が作成したものであり、1の8と同様である。

17は、当該企業の経営状況を記載したものであり、企業の秘密に属する性質を有する。

9の1及び10の1は、1の1と同様である。

11のうち、

1は、1の1と同様である。

2は、7の13と同様である。

12のうち、

1は、1の1と同様である。

5は、登記官作成に係る特定の法人の印鑑証明書であり、当該法人のいわゆる実印の印影を示すものであり、1の1と同様である。

6及び7は、発破作業を行うために必要な火薬類の譲受、消費等に関する文書に記載されたものである。まず、火薬類の種類及び数量と火薬類消費計画書の消費の方法が記載された部分は、発破作業の基本的な事項に関する情報である。事業者は使用場所・目的等に合わせて独自の工夫で火薬類等を選別して許可申請書に記載しているので、各企業にとっては他社に知られたくない重要なノウハウに関する情報に当たる。

また、火薬類の貯蔵又は保管場所の部分については、自らの火薬庫を所有していない採石事業者等は火薬類の販売業者の火薬庫を利用していることが多く、この場合、貯蔵又は保管場所を公にすることにより火薬類の購入先が明らかになることから、当該部分は、法人の取引先に関する情報に該当する。

次に、岩石採取場等の消費場所において使用される火薬類は火薬類取扱所を経由し、火工所でダイナマイトへの電気雷管の取り付け等の作業を行っており、火薬類消費計画書には火薬類取扱所及び火工所の扉・錠・有刺鉄線の高さ等の事項が記載されている。これらは、使用する火薬の種類、その消費の方法等に応じてどのような構造にするかなどの採石事業者の事業の中核的なノウハウに関する情報に当たる。

9は、1の2と同様である。

3、8及び10は、1の5と同様である。

以上のことから、これらの部分は、本号の非公開理由に該当する。

(2) 条例第7条第1号の該当性について

条例第7条第1号では、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報と定めている。ただし、本号のただし書に掲げる情報については、非公開情報から除くこととしている。

以上の観点及び各文書の性格から判断すれば、1のうち3及び6、2のうち2、5のうち4、8、9、11及び12、7のうち5、6、8、9、10、11、12及び14、10のうち2、11のうち3、12のうち2、4、6及び7（個人に係る部分に限る。）、8の1及び15の1の受領者の「印影」については、明らかに特定の個人が識別され得る個人に関する情報が含まれており、本号の非公開理由に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

なお、非公開情報の該当性の判断に当たっては、実施機関が主張する非公開理由のうちのいずれかに該当すると判断した情報については、他の非公開理由の該当性についての判断は行わないものである。

2 本件行政文書の内容等について

- (1) 土地開発事業者は、「みどり豊かであるおいのある県土づくり条例」(以下「県土づくり条例」という。)第16条の規定により、土地開発行為を行おうとするときは、あらかじめ実施機関に協議しなければならないが、さらに県土づくり条例第18条の規定により、県土づくり条例第16条の協議終了通知書の交付を受けた土地開発事業者は、開発計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ実施機関に協議しなければならないとされている。

本件行政文書のうち1から5は、これらの規定に基づき、甲法人から提出された協議書又は届出書及び意見書である。各文書の詳細については、次のとおりである。

行政文書1は、県土づくり条例施行規則第4条の規定により、平成〇年〇月〇日付けで甲法人が提出した土地開発行為協議書及びその添付書類である。

行政文書2は、行政文書1及び行政文書5を受け付けた後、関係各課への意見照会により集約した意見を通知したことに対する甲法人からの結果報告書であり、関係各課からの留意事項に対する対応策をまとめた表が添付されている。

行政文書3は、甲法人が県土づくり条例第20条の規定により提出した、行政文書1に係る土地開発行為の着手届である。

行政文書4は、甲法人が県土づくり条例第18条の5の規定により提出した、届出書であり、行政文書1の内容の変更に係る書類が添付されている。

行政文書5は、甲法人が県土づくり条例第18条の規定により提出した土地開発行為変更協議書及び同添付書類である。

- (2) 森林法第10条の2の規定により、地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為をしようとする者は、森林法施行規則である定める手続きに従い、実施機関の許可を受けなければならないこととされているが、この森林法施行規則で定める手続きを具体化するものとして、本県においては、林地開発許可制度実施要領(以下「要領」という。(平成15年4月1日施行。))を定めている。

本件行政文書のうち6から11は、要領に基づき、甲法人から提出された申請書、届出書等及びそれに係る起案文書(7~11)並びに同法人から提出された行政指導に対する対応等に係る文書(6)である。各文書の詳細については下記のとおりである。

行政文書 6 は、上記行政文書 7 に係る関係町長の意見を聴くための起案文書であり、開発行為の変更概要、案文、添付書類としての林地開発許可変更申請書の写し及び抜粋からなる。

行政文書 7 は、要領第 8 条の規定に基づき、甲法人から提出された林地開発許可変更申請書であり、許可変更申請書及びその添付書類等からなる。

行政文書 8 は、上記行政文書 7 の甲法人から提出された林地開発許可変更申請書を審査し、許可した起案文書等であり、受領書、許可変更起案文書、並びに〇〇長からの意見書からなる。

行政文書 9 は、要領第 6 条の規定に基づき、甲法人から提出された主要防災工事の着手届及び写真からなる。

行政文書 10 は、要領第 6 条の 2 の規定に基づき、甲法人から提出された上記行政文書 9 の工事の完了届を確認した起案文書であり、確認調書、完了届、写真、図面等からなる。

行政文書 11 は、要領第 9 条の規定に基づき、甲法人が許可を受けていた内容に軽微な変更を生じる旨を届け出たものであり、変更届、変更に係る許可申請書の添付書類等からなる。

- (3) 採石法においては、採石業者は、採石法第 33 条の規定により、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所(以下「岩石採取場」という。)ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならないこと、さらに、採石法第 33 条の 5 の規定により、同法第 33 条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事の認可を受けなければならないとされている。

行政文書のうち 12 から 15 は、これらの規定に基づき、甲法人から提出された申請書又は届出書及びその認可又は通知等に係る起案文書である。各文書の詳細については、次のとおりである。

行政文書 12 は、採石法第 33 条の 5 の規定により、平成〇年〇月〇日付けで甲法人が提出した採取計画認可申請書及びその添付書類である。

行政文書 13 は、行政文書 12 を受け付けた〇〇事務所長から土木監理課長への副申文書である。

行政文書 14 は、採石法第 33 条の 6 の規定により、行政文書 12 に係る関係町長の意見を聴取するとともに、関係法令上の支障の有無について関係課の意見を聴くための起案文書並びに関係町長及び関係課の意見書である。

行政文書 15 は、行政文書 12 に係る認可をした起案文書である。

3 非公開情報該当性について

条例第 7 条第 1 号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するために定められたものであるが、プライバシーの具体的な内容が法的にも社会通念上も必ずしも明確ではなく、その内容や範囲は事項ごと、各個人に

よって異なり得ることから、本条例は、プライバシーであるか否か不明確な情報も含めて、特定の個人が識別され得る情報を包括的に非公開として保護することとした上で、さらに、個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについても、非公開とすることを定めたものである。

しかし、これらの個人に関する情報には、個人の権利利益を侵害しないと考えられ非公開とする必要のない情報及び公益上の必要があると認められる情報も含まれているので、これらの情報を本号ただし書きで規定し、公開することを定めたものと解される。

条例第7条第2号は、法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害することを防止する観点から、その事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持するため、公にすることにより当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を非公開とすることとした上で、それらに該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、公開することを定めたものであると解される。

この基本的な考え方にに基づき、実施機関が非公開とした部分について検討する。

- (1) 「個人の印影」、「土地開発行為協議書及び土地開発行為変更協議書の中の施行者欄のうち連絡先氏名」、「火薬類譲受・消費許可証の写しのうち、許可を受けた者の職業及び年齢、火薬類取扱保安責任者の氏名及び保安手帳番号」、「火薬類消費計画書の写し及び添付書類のうち、個人の氏名、印影、手帳番号及び交付機関名」、「残置森林等の管理に関する誓約書うち個人の住所、氏名及び印影」、「落石防護柵の工種変更についての説明の中の個人の氏名」及び「林地開発行為施行能力に関する申告書のうち、主な役員及び技術者欄(取締役氏名を除く。)」について

これらの情報は、特定の個人が識別され得る個人に関する情報と認められるので、条例第7条第1号本文に該当すると判断され、ただし書に該当しないと判断される。

- (2) 「個人に係る林地開発許可施行同意書」、「個人に係る土地開発行為施行同意書」、「理由書」、「意見書」、「土地に関する権利の取得状況のうち個人に係る同意の欄及び備考の欄」、「個人に係る施行同意書」、「岩石採取場の区域中の契約書又は同意書の別欄のうち個人に係る部分」及び「個人に係る採石同意関係書類(添付書類を含む)」について

これらは、林地開発行為等について、個人がどのような同意をしたか、当該同意が相続人によるものであるか否か等がわかる情報であることから、個人の内心に関わる情報、資産に関する情報であって、特定の個人が識別され得る個人に関する情報に該当し、条例第7条第1号本文に該当すると判断される。

ただし、「土地に関する権利の取得状況のうち個人に係る同意の欄」については、事業区域内の土地の個人の所有者に係る同意の有無の情報であり、当該土地の所有者が登記簿からわかること及び採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号)第8条の15第2項第7号により、申請者は岩石採取場で岩石採取を行うことについて権限を有する

こと又は権限を取得する見込みが十分であることを示す書面を実施機関に提出することとなっていることから、公にしても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められるので、条例第7条1号ただし書の法令又は条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとともに、公にしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、条例第7条第2号本文に該当しないと判断される。

よって、「土地に関する権利の取得状況のうち個人に係る同意の欄」については公開すべきであるが、その他の部分については条例第7条第1号ただし書に該当せず、非公開妥当と判断される。

(3) (略)

(4) 法人の印影について

印影は、一般的に、法人等が事業活動を行う上での重要な内部管理に属する情報であり、このような情報を外部に対して明らかにするかどうかは、本来、法人等が自らの業務の関わりの中で自主的に決定すべきことであり、法人等は、公開すべき相手方を限定する利益を有しているというべきである。しかしながら、このような情報であっても、当該法人等がそのような管理をしていないと認められる場合には、これが公開されても、当該法人等の正当な利益を害するものとは認められない。

本件印影は、森林法等に基づいて提出された申請書面に表示されているものであり、当該法人等がこのような文書を提出する相手方は、実施機関等に限定されていると考えられる。

よって、本件印影は、内部管理情報として管理されているものと判断され、本件印影を当該法人等の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人等の正当な意思、期待に反し、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるので、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。

(5) 法面積求積図、開発跡地緑化計画図、新旧対照図、土地計画利用図、防災施設等計画図、法面積求積図、開発跡地緑化計画図、採取計画平面図、採掘断面図、法面積求積図、施行状況平面図、現況平面図、利用計画図、計画縦断面図、計画横断面図、残置森林・造成森林位置図、緑化計画図、区域図、切土・盛土区分図、配水計画図、流域図、採取区域面積新旧対照図、平面図、周辺状況図、跡地復旧計画書(緑化計画)、排水計画平面図、全体計画平面図、年次別緑化計画平面図について

上記各図面には、等高線、道路、法面及び岩石採取施設の配置の状況など実測に基づかなければ記載できない詳細な情報や岩石採取予定区域等の計画が記載されており、これらの情報から岩石採取事業者の資産の状況、施設の配置状況及び採掘方法等の生産技

術上のノウハウを知ることができると考えられる。したがって、これらの情報は、各事業者にとって重要な内部管理に属する情報と認められ、公開することにより、各事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。

(6) 「土地開発行為協議書の中の資金計画の欄」、「納税証明書」、「土地開発行為変更協議書の中の資金計画の欄」、「事業に要する経費及び資金の調達方法のうち、資金の調達方法の金額及び備考欄」、「林地開発行為施行能力に関する申請書のうち、主たる取引金融機関名」、「残高証明書」、「決算報告書」、「印鑑証明書」及び「跡地整備緑化計画書に記載された「自己資金」、「特定災害防止準備金」及び「預金残高証明」の金額」について

これらは、当該法人の経理、経営、事業活動上の内部管理に属する情報又は取引先等に関する情報と認められ、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。

(7) 土工量計算書並びに土工量、捨土量、土量、処理量及び出来高量について

一般的に、採石業は採取した岩石そのものを販売し収入をあげるものであることから、これらの数値から採取量、売上高等が推測される。このような生産技術上、販売上のノウハウに関する情報が同業他社、取引先等に知れることは、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。

(8) 誓約書及び協定締結一覧表について

これらは、当該法人と地権者等との契約等の内容、了承事項、交渉の経過及び見込み等が記載されており、これらは、当該法人の経営上の内部管理に属する情報と認められることから、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。

(9) (略)

(10) 火薬類譲受・消費許可証のうち、「火薬類の種類および数量」及び「貯蔵又は保管場所(区分欄を除く)」について

1 火薬類の種類および数量について

当該部分に記載されている情報は、消費の許可を受ける期間に消費する火薬類の種類とその数量であり、その火薬又は爆薬と雷管等の数量から、消費の方法がある程度推測されることから、当該期間における岩石の採取量がある程度推測されると考えられる。

そうすると、採石業は一般的に採取した岩石そのものを販売して収入とするものであることから、当該採石場の効率性をある程度推測することが可能と考えられ、このような情報が同業他社、取引先等に知れることは、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第7条第2号本文に該当すると判断される。

また、火薬類消費許可に係る審査基準を満たした火薬類の種類とその数量に係る情報が記載されているに留まり、安全管理上の取扱いなどの災害防止に係る情報は記載されていないことから、同号ただし書に該当しないと判断される。

2 貯蔵又は保管場所（区分欄を除く）について

許可申請書の「貯蔵又は保管場所」の許可又は指示番号、所有者又は占有者の記載部分については、当該採石事業者の火薬類の購入先がわかる取引先等に関する情報と判断され、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第7条第2号本文に該当すると判断される。

また、火薬類消費許可に係る審査基準を満たした貯蔵又は保管場所の所有者又は占有者に係る情報が記載されているに留まり、安全管理上の取扱いなどの災害防止に係る情報は記載されていないことから、同号ただし書に該当しないと判断される。

(11) 火薬類消費計画書及び添付書類のうち、「火薬類取扱所の構造」及び「火工所の構造」について

採石事業を行う上で必要不可欠である火薬類取扱所又は火工所の構造は、使用する火薬の種類、その消費の方法等に依じてどのような構造にするかなどの採石事業者の事業の中核的なノウハウと考えられ、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第7条第2号本文に該当すると判断される。

また、火薬類消費許可に係る審査基準を満たした火薬類取扱所又は火工所の構造に係る情報が記載されているに留まり、安全管理上の取扱いなどの災害防止に係る情報は記載されていないことから、同号ただし書に該当しないと判断される。

4 第3の2の理由のうち、(3)について

条例の解釈、運用に関するものでないので、審査会では判断しないものとする。

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

(省略)

別表

行政文書 1～11

公開しない部分	公開しない理由
<p>土地開発行為協議書、同変更協議書、林地開発変更許可申請書及び添付書類のうち次の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議書の中の連絡先氏名 ・ 火薬類譲受・消費許可証のうち、許可を受けた者の職業及び年齢、火薬類取扱保安責任者の氏名及び保安手帳番号 ・ 火薬類消費計画書及び添付書類のうち、個人の氏名、印影、手帳番号及び交付機関名 ・ 消費の作業に従事する者の名簿のうち、個人の氏名、及び手帳番号 <p>「林地開発行為の許可について」の起案文書のうち次の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受領書のうち個人の印影 <p>主要防災工事完了届添付書類のうち、落石防護柵の工種変更についての説明の中の個人の氏名</p>	<p>香川県情報公開条例第7条第1号本文該当</p> <p>個人にかかるものについては、個人に関する情報で、特定の個人が識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれのある情報であるため。</p>
<p>土地開発行為協議書、同変更協議書、林地開発変更許可申請書及び添付書類のうち法人の印影</p>	<p>香川県情報公開条例第7条第2号本文該当</p> <p>法人等の印影は、当該法人等の内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<p>土地開発行為協議書、同変更協議書、林地開発変更許可申請書及び添付書類のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金計画の欄 ・ 土工量計算書の中の出来高量 ・ 納税証明書 ・ 変更の理由及び内容にある土工量、捨土量 ・ 出来高を含む土工量計算書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃土石場外搬出計画書のうち土量、処理量、捨土量 ・ 資金の調達方法の金額及び備考欄 	<p>香川県情報公開条例第7条第2号本文該当</p> <p>法人等の組織、経営、意思決定手続、事業、経理等に係る法人の内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<p>土地開発行為協議書、同変更協議書、林地開発変更許可申請書及び添付書類のうち次の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人に係る施行同意書 ・ (略) ・ (略) ・ 誓約書 ・ 理由書 ・ 意見書 ・ 協定締結状況一覧表 ・ 林地開発行為施行能力に関する申告書のうち、主たる取引金融機関名、主な役職者及び技術者欄(取締役の職氏名を除く) 	<p>香川県情報公開条例第7条第1号本文該当</p> <p>個人にかかるものについては、個人に関する情報で、特定の個人が識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれのある情報であるため。</p> <p>香川県情報公開条例第7条第2号本文該当</p> <p>法人等の組織、経営、意思決定手続、事業、経理等に係る法人の内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>

公開しない部分	公開しない理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 残高証明書 ・ 決算報告書 ・ 土地に関する権利の取得状況のうち「備考欄」の個人にかかる情報が記載された部分及び「同意の欄」 	
添付書類の次の部分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用計画図 ・ 同意関係書類 ・ 添付図面のうち、現況平面図、利用計画図、計画縦断面図、防災施設等計画図、緑化計画図、排水計画図、流域図、新旧対照図、法面積求積図、開発跡地緑化計画図、採取計画平面図、採掘断面図、施行状況平面図、残置森林・造成森林位置図、区域図、切土・盛土区分図 	香川県情報公開条例第7条第2号本文該当 実測に基づく詳細な図面であり、当該法人等の資産状況や生産技術上のノウハウを知ることが可能であることから、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため。

行政文書 12～15

公開しない部分	公開しない理由
採取計画変更認可申請書（以下「変更申請書」）及び添付書類の次の部分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「岩石採取場の区域」中の「契約書又は同意書の別」欄のうち個人に係る部分 ・ 火薬類譲受・消費許可証のうち、許可を受けた者の職業及び年齢、火薬類取扱保安責任者の氏名及び保安手帳番号 ・ 火薬類消費計画書及び添付書類のうち、個人の氏名、印影、手帳番号及び交付機関名 ・ 個人に係る採石同意関係書類（添付書類を含む） 「岩石採取計画の変更の認可について」の起案文書のうち、個人の印影	香川県情報公開条例第7条第1号本文該当 特定の個人が識別され得る個人に関する情報、又は個人の権利利益を害するおそれのある情報であるため。
変更申請書及び添付書類のうち、法人の「印影」	香川県情報公開条例第7条第2号該当 法人等が公開の範囲を一定のものに限定しているの内部管理に属する情報で、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。
変更申請書及び添付書類の次の部分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑証明書 ・ 跡地整備緑化計画書に記載された「自己資金」、「特定災害防止準備金」及び「預金残高証明」の金額 ・ 個人に係る採石同意関係書類（添付書類を含む） 	香川県情報公開条例第7条第2号該当 法人等の組織、経営、意思決定手続、事業、経理等に係る内部管理に属する情報で、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。
変更申請書添付書類の次の部分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火薬類譲受・消費許可証のうち、火薬類の種類および数量、貯蔵又は保管場所（区分欄を除く） 	香川県情報公開条例第7条第2号該当 当該法人等の生産技術上のノウハウ、取引先等に関する情報で、公にすることにより、当該法人

公開しない部分	公開しない理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 火薬類消費計画書のうち、消費の方法、火薬類取扱所の構造及び火工所の構造、 	<p>等の正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<p>変更申請書添付書類の次の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採取区域面積新旧対照図 ・ 火薬類消費計画書の添付書類のうち平面図 ・ 添付図面のうち現況平面図、周辺状況図、採取計画平面図、跡地復旧計画書(緑化計画)、計画縦断面図、計画横断面図、排水計画平面図、流域図、防災施設等計画図、全体計画平面図、年次別緑化計画平面図 	<p>香川県情報公開条例第7条第2号該当 実測に基づく詳細な図面であり、当該法人等の資産状況や生産技術上のノウハウを知ることが可能であることから、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。</p>